



## 日本年金機構

Japan Pension Service

編集責任者 事業推進統括部  
部長 岡村 幸健

➤ 機構ホームページ

日本年金機構

検索

<https://www.nenkin.go.jp/>

➤ 機構公式Twitter

アカウント (@Nenkin\_Kikou)

# かけはし

## はじめに

皆様こんにちは！5月号の「かけはし」をお届けします。

さて、本号では、制度改正後の老齢年金の繰下げ制度や、特別徴収事務に関する内容を掲載しています。

また、障害年金講座では、市区町村専用ヘルプデスクに寄せられている照会の多い事例についてお伝えしています。

ぜひ日々の業務にお役立てください。

引き続き、市区町村の皆様との「かけはし」となるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

## 目次

■ はじめに	.....	p.1
■ 機構からの連絡	.....	p.2
・ 各種取組事業のスケジュールについて		
・ 制度改正後の老齢年金の繰下げ制度についてお知らせします		
・ 特別徴収事務ご担当者様へ		
・ 国民年金保険料のご案内を民間委託しています		
・ 外国人向け年金制度案内用パンフレットの多言語化について		
・ ねんきん加入者ダイヤルのガイダンス変更について		
・ 地域型年金委員制度のご案内		
・ 「国民年金関係の主な届書に係る記入例」に記入例と各届書に対応する通知書を追加しました		
・ 「かけはし別冊 障害年金講座」を作成しました		
■ 障害年金講座	.....	p.19
■ 地域の独自情報	.....	p.21
■ 編集後記	.....	p.21

平素より年金事業にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

日本年金機構において、令和5年4月から令和5年6月に実施を予定している取組事業や各種発送物の送付時期につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

※ 変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

### 【記号の区分】

■ (定例) …毎年定例の実施分 ● (単発) …今回限りの単発実施分 ▲ (新規) …新規の実施分

## 令和5年 4月

- (定例) 国民年金保険料納付書の送付 (4月定時分)
- (定例) 国民年金学生納付特例ターンアラウンド申請用紙の送付  
→ 詳細は、「かけはし」第80号をご確認ください。
- ▲ (新規) 特例的な繰下げみなし増額制度の開始  
→ 詳細は、本誌3頁～4頁をご確認ください。

## 令和5年 6月

- (定例) 統合通知書 (年金振込通知書・年金額改定通知書) の送付
- (定例) 年金生活者支援給付金統合通知書 (給付金振込通知書・給付金額改定通知書) の送付

## 制度改正後の老齢年金の繰下げ制度についてお知らせします

(事業企画部・年金給付部)

- 令和2年6月5日に公布された「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）」（令和2年改正法）により、令和4年4月からは繰下げ受給の上限年齢の引上げが、令和5年4月からは老齢年金の本来受給選択時の特例的な繰下げみなし増額制度が施行されました。
- 改正後の老齢基礎年金の繰下げ制度について、改めてご案内します。

### (1) 老齢基礎年金の繰下げ制度

- 老齢基礎年金を65歳で受け取らずに66歳以降75歳まで※の間で繰り下げて増額した年金で受け取ることができます。
- ※繰下げの上限年齢は、令和4年4月に70歳から75歳に引き上げられています。
- 66歳に到達した日までに障害年金または遺族年金（以下「他年金」という。）が発生している場合は、繰下げ申出することはできません。

#### <繰下げ加算額>

- 繰下げ加算額は、65歳時点の老齢基礎年金の額を基準として、受給の繰下げの請求をした時期に応じて計算されます。

繰下げ加算額 = 老齢基礎年金の額※ × 増額率

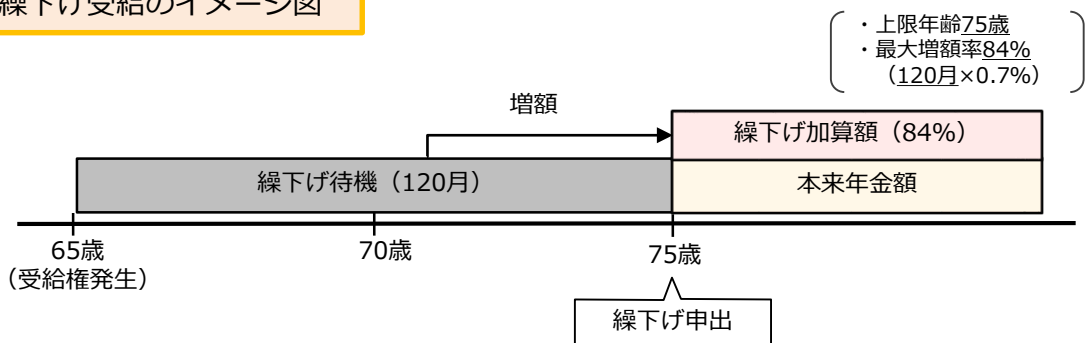
※ 振替加算額は増額の対象に含まれません。

増額率 = 0.7% × 65歳に達した月から繰下げ申出月の前月までの月数※

※ 75歳に達する日前に他年金が発生している場合は他年金の発生月の前月まで、75歳に達した日後に繰下げ申出が行われた場合は75歳に達した月の前月までの月数で計算します。

繰下げ上限年齢	75歳	70歳
増額率の上限	84%	42%
対象者	昭和27年4月2日以降生まれ又は平成29年4月1日以降に受給権が発生した者	左記に該当しない者

#### 繰下げ受給のイメージ図



(2) 本来受給選択時の特例的な繰下げみなし増額制度

- 繰下げの上限年齢が75歳の者が、70歳に到達した日後、受給権発生時点にさかのぼって年金を受け取ること（本来請求）を選択した場合、請求の5年前の日時点※で繰下げ申出したものとみなし、繰下げ増額した年金が支給されます。
- ※ 請求の5年前の日時点が66歳に達する日前であっても、本来受給選択時の特例的な繰下げみなし増額制度は適用され、65歳に達した月から請求の5年前の日の前月までの月数で増額率が計算されます。

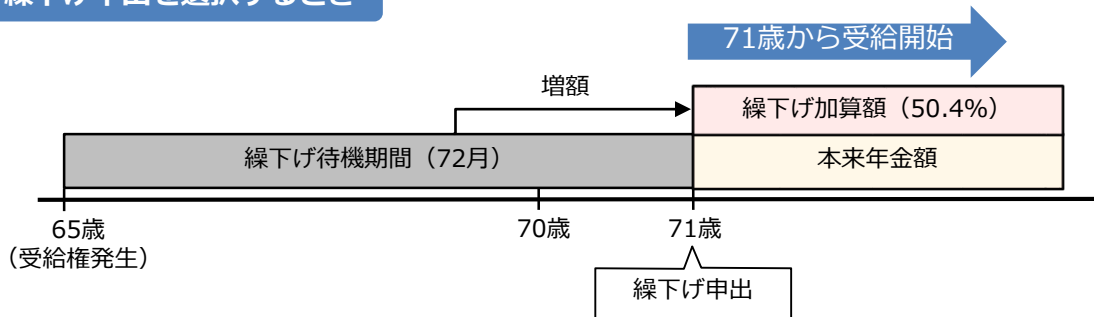
○ 以下の場合には本来受給選択時の特例的な繰下げみなし増額は適用されません。

- ① 繰下げの申出ができないとき
  - ・ 66歳に到達した日までに他年金が発生している場合
  - ・ 年金を請求する時点で受給権者本人が死亡している場合
- ② 80歳以降（受給権発生から15年経過後）に本来請求したとき※
- ③ 本来請求の5年前の日以前に他年金が発生している場合※

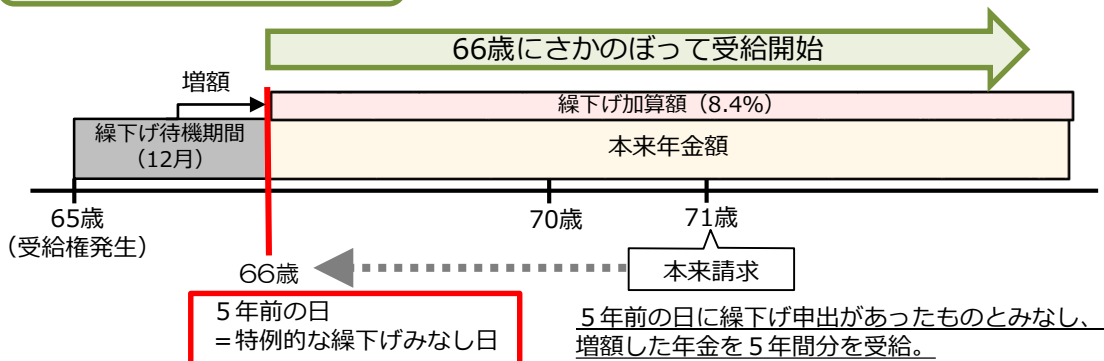
※ ②③に該当する場合、通常の繰下げ申出を行う方が金銭的に有利になります。

71歳まで繰下げ待機し、71歳時点で年金の請求をする場合のイメージ図

繰下げ申出を選択するとき



さかのぼって本来の年金を選択するとき



介護保険料・国民健康保険料(税)・後期高齢者医療保険料・個人住民税の特別徴収担当課へ、ぜひ回覧くださいますようお願い申し上げます。

## 公的年金からの介護保険料等の特別徴収における情報交換の留意事項

平素より年金事業にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

公的年金からの特別徴収は、特別徴収依頼通知処理（年次）と各種異動情報（月次）に基づき行っており、国民健康保険団体連合会、国民健康保険中央会及び地方税共同機構（以下、「経由機関」という。）を通じて日本年金機構へ通知をいただいているところです。

その中でも、特別徴収依頼通知処理（年次）の情報交換は、1年間の特別徴収の実施の可否や徴収金額をお知らせいただく大変重要な通知となります。

特別徴収事務をご担当される皆様に、特別徴収依頼通知処理（年次）の情報交換等における留意事項をご紹介しますので、ご留意いただくようお願いいたします。

### ★特別徴収依頼通知処理（年次）において、適正に特別徴収ができなかった事例★

事例1	特別徴収の開始を依頼するため、特別徴収対象者（コード01-01）として特別徴収依頼通知を作成したが、（委託業者が）経由機関へのデータ送信を漏らしてしまった。
事例2	特別徴収依頼通知を作成する際、日本年金機構から受信した当年の特別徴収対象者通知（コード00-01）ではなく、前年の特別徴収対象者通知に基づいて特別徴収依頼通知を作成してしまった。
事例3	当年に作成した特別徴収依頼通知を送信すべきところ、システム操作の誤り等により、前年に作成した特別徴収依頼通知を送信してしまった。
事例4	特別徴収依頼通知を作成する際、日本年金機構から受信したデータを基に作成するが、変更してはいけない氏名、生年月日、住所等を変更して作成してしまった。
事例5	特別徴収の開始を依頼するため、特別徴収対象者（コード01-01）として特別徴収依頼通知を作成すべきところを、システム操作の誤り等により、特別徴収非対象（コード01-03）として作成してしまった。
事例6	75歳未満で、後期高齢者医療保険料の特別徴収を依頼する場合は、後期移管コード欄に「1」を設定すべきところ、設定を漏らしてしまった。

※お示した事例等により、日本年金機構において特別徴収依頼情報が収録できなかった場合、その対象者については特別徴収を行うことができなくなり、**普通徴収**でご対応いただく事になります。そのため、特別徴収依頼通知処理（年次）においては細心の注意を払い、通知の作成及び送信を行っていただきますようお願いいたします。

## ！ご注意ください « 「死亡」を原因とする資格喪失等通知に関する注意点 » ！

資格喪失等通知は、下記の事由ごとに作成いただく必要がありますが、資格喪失等通知について、誤って死亡として通知（コード41-01）してしまったという内容の問い合わせが相次いで発生しています。資格喪失等通知（死亡）を通知すると、公的年金からの特別徴収を停止するとともに、**年金の支払いも停止**しますので、通知の際は十分ご注意ください。

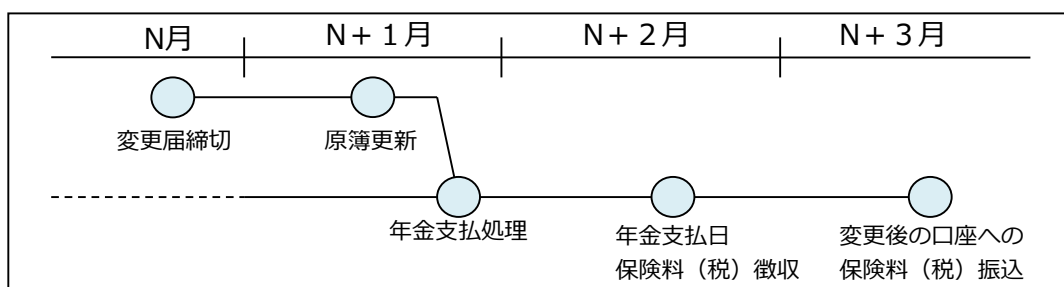
上記のような誤りを防止するため、市区町村において定められている手順に従い、正確に資格喪失等通知を作成いただくとともに、特に資格喪失等通知（死亡）においては、対象者及び事由に誤りが無いことを十分にご確認いただくようお願いいたします。

41-01	資格喪失等通知（死亡）
41-02	資格喪失等通知（転出）
41-03	資格喪失等通知（市町村の特別事情）
41-04	資格喪失等通知（適用除外）

## 「振込先金融機関変更届」の口座変更スケジュールについて

特別徴収した保険料（税）の振込先金融機関に変更がある場合（金融機関の統廃合等も含む）には、振込先金融機関変更届の提出が必要です。なお、個人名を含んだ口座名義（例：会計管理者〇〇 △△）を使用する場合には、人事異動等による口座名義変更の都度提出が必要となりますが、提出漏れや提出時の不備により処理が間に合わずに振込不能となる恐れがあるため、**効率化の観点からも、個人名を含まない口座名義（例：会計管理者）とされることをお勧めします。**

※「振込先金融機関変更届」が機構に到着してから、概ね3ヶ月後に、変更後の口座への振込が開始されます。



届書様式及び詳細は日本年金機構ホームページ (<http://www.nenkin.go.jp/>) のトップページから「年金Q&A」→「年金の受給」→「各年金給付に関連する共通の情報」→「年金からの介護保険料などの徴収」をクリックして、ご確認くださいませよう、お願いいたします。

### 【市区町村様からのお問合せ先】

日本年金機構 特定事業部 年金支払調整グループ 03-5344-1100 (代表)

### 【年金受給権者様からのお問合せ先】

お近くの年金事務所またはねんきんダイヤル (0570-05-1165)



また、日本年金機構ホームページ (<http://www.nenkin.go.jp/>) に特別徴収に関するQ&Aを掲載しています。年金受給者の方がインターネットをご利用可能であればぜひご案内ください。

トップページ ⇒ 上部メニュー「年金Q&A」⇒「年金の受給」⇒「各年金給付に関連する共通の情報」⇒「年金からの介護保険料などの徴収」

国民年金保険料収納業務の民間委託（市場化テスト）について

日本年金機構は、国民年金保険料の納め忘れがある方に対する「電話や文書による納付案内と免除・猶予制度の申請手続きの案内、その他口座振替等の案内」について、民間委託を実施しています。

民間委託事業者では、お客様の状況に応じて電話や文書による督促を行っています。

市場化テスト受託事業者と担当地区は次のとおりです。

市場化テスト受託事業者	担当地区
アイヴィジット・東洋紙業共同企業体	東京都（多摩地区）※1 山梨県
アイヴィジット・N T T印刷共同企業体	北海道 青森県 岩手県 秋田県 宮城県 山形県 福島県 茨城県 栃木県 群馬県 新潟県 長野県 千葉県 富山県 石川県 愛知県
(株)バックスグループ	埼玉県 東京都（特別区・島しょ部）※2 神奈川県 静岡県 岐阜県 三重県 福井県 滋賀県 京都府 兵庫県 大阪府 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県

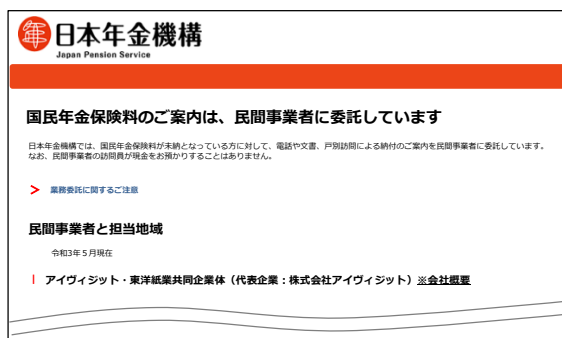
※1【東京都（多摩地区）】

立川、武蔵野、青梅、八王子、府中の各年金事務所管轄地区

※2【東京都（特別区・島しょ部）】

東京23区内の各年金事務所管轄地区

- 受託事業者及び実施事業の詳細については、日本年金機構ホームページ（<https://www.nenkin.go.jp/>）をご覧ください。



## 外国人向け年金制度案内用パンフレットの多言語化について

(国民年金部)

日本年金機構では、日本に入国した外国人のお客様が国民年金の手続きを円滑に行うことができるよう、届書の記載例やパンフレットの多言語対応の取り組みを進めてまいりました。

この度、制度案内パンフレット「公的年金制度のご案内」「日本の公的年金に加入手続きはおすすめですか?」の13か国語版を作成し、日本語版、英語版と合わせて15か国語版となりました。

<これまでの取り組み>

	種類	対応言語	日本年金機構ホームページへの掲載状況
①	国民年金制度の仕組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本語</li> <li>・英語</li> <li>・中国語</li> <li>・韓国語</li> <li>・ポルトガル語</li> <li>・スペイン語</li> <li>・インドネシア語</li> <li>・タガログ語</li> <li>・タイ語</li> <li>・ベトナム語</li> <li>・ミャンマー語</li> <li>・カンボジア語</li> <li>・ロシア語</li> <li>・ネパール語</li> <li>・モンゴル語</li> </ul>	掲載済
②	国民年金保険料免除・納付猶予申請書説明用パンフレット		
③	国民年金適用勸奨状説明用パンフレット		
④	国民年金被保険者関係届（申出書）記入例		
⑤	国民年金保険料学生納付特例申請書記載例		
⑥	<日本に住む外国人向け> <b>公的年金制度のご案内</b>		
⑦	<技能実習生及び実習実施者向け> <b>日本の公的年金に加入手続きはおすすめですか?</b>		

多言語版の届書の記載例やパンフレットは、英語版を基に翻訳し、日本年金機構ホームページに掲載しております。

The screenshot shows the Japan Pension Service homepage. At the top, there is a navigation bar with 'Home', 'Pension System', 'Application', 'Forms', 'Pension Q&A', 'Pension Consultation', and 'About Japan Pension Service'. Below this is a main banner for '令和2年分 公的年金等の源泉徴収票(ハガキ)' with a 'Login' button and a 'Chat Consultation' window. A 'Topics' section at the bottom features several links, with 'パンフレット' (Pamphlet) highlighted in a red box. A blue arrow points from this box to a callout box on the right.

日本年金機構ホームページから、多言語版の記載例やパンフレットをご覧ください。こちらのバナーをクリックしてください！

「⑥公的年金制度のご案内」  
「⑦日本の公的年金に加入手続きはおすすめですか?」の中国語版を次頁以降に掲載しておりますので、参考までにご覧ください。





## 致居住在日本的非日籍人士

# 日本的公共养老保险体系

公共养老保险体系包括国民养老保险体系（NP）和员工养老保险体系（EPI），不仅支付养老金，而且支付伤残和死亡等不可预见事件保险金。如果您能保证月度缴费，将为您支付保险金。

年龄在 20 岁至 59 岁之间（参保 EPI 的居民，年龄最高可达 70 岁）的所有日本居民（包括外籍居民）均须参保 NP 或 EPI。\*

- \* 如果您的工作场所参保了 EPI，则您需要参保 EPI。
- \* 如果您从与日本签有社会保障协议的国家被临时（不超过 5 年）派往日本工作，可不受日本公共养老保险体系的强制性覆盖。

## 国民养老保险体系概要

如果您没有参保 EPI，您需要到您所在地的市政办事处办理 NP 参保手续。

在以下情况下，NP 将提供保险金：

- 您已年老
- 您因患病或受伤而导致严重伤残
- 家庭收入来源者去世

养老金和伤残退休金将支付给本人，而遗属抚恤金将支付给经济上有依赖性的遗属（包括配偶和子女）。为获得保险金，您必须符合相关要求。

如果您离开日本去其他国家居住，您可以申请一次性支取保险金。

如果您为非日本人士，当您离开日本去其他国家居住时，如果您满足相关条件（例如缴纳保费至少 6 个月），则可以申请一次性支取保险金。

**注意：**在您申请一次性支取保险金之前，强烈建议您考虑一些重要问题，例如您是否享受未来的养老金待遇。详情请参见日本年金机构网站上的“一次性支取保险金”。

您需要缴纳 NP 保费：16,520 日元/月

如果您预缴保费或通过银行自动转账方式缴纳保费，我们将为您提供保费折扣。

\* 2023 财年（2023 年 4 月至 2024 年 3 月）的月度缴费金额。

如因经济困难无法缴纳 NP 保费，则可以申请保费豁免。

如果您满足某些条件，例如低收入或失业，可享受保费豁免。学生可申请缴纳特例制度，以延期缴纳保费。

## 员工养老保险体系

- 如果您的工作场所参保 EPI，则您必须参保 EPI。
- 您的雇主负责办理您的参保手续。您的雇主与您本人各自承担一半的保费。您的雇主将从您的工资中扣除您应缴的保费，然后连同您的雇主应缴纳部分一起支付给政府。
- EPI 还提供养老金、伤残退休金、遗属抚恤金和一次性支取保险金。

• 如果您对公共养老保险体系有任何问题，请联系您所在的市政办事处（日本年金机构分支办事处）或致电客服中心“养老保险电话号码”（部分语言提供免费的口译服务）。

• 有关公共养老保险体系的更多详情，请访问日本年金机构网站。

<https://www.nenkin.go.jp/international/index.html>



2304 1016 053

【中国語】

## 致技术实习生及其雇主（实施组织）

### 您参保日本公共养老保险体系了吗？

—适用于技术实习生的日本公共养老保险体系相关信息—

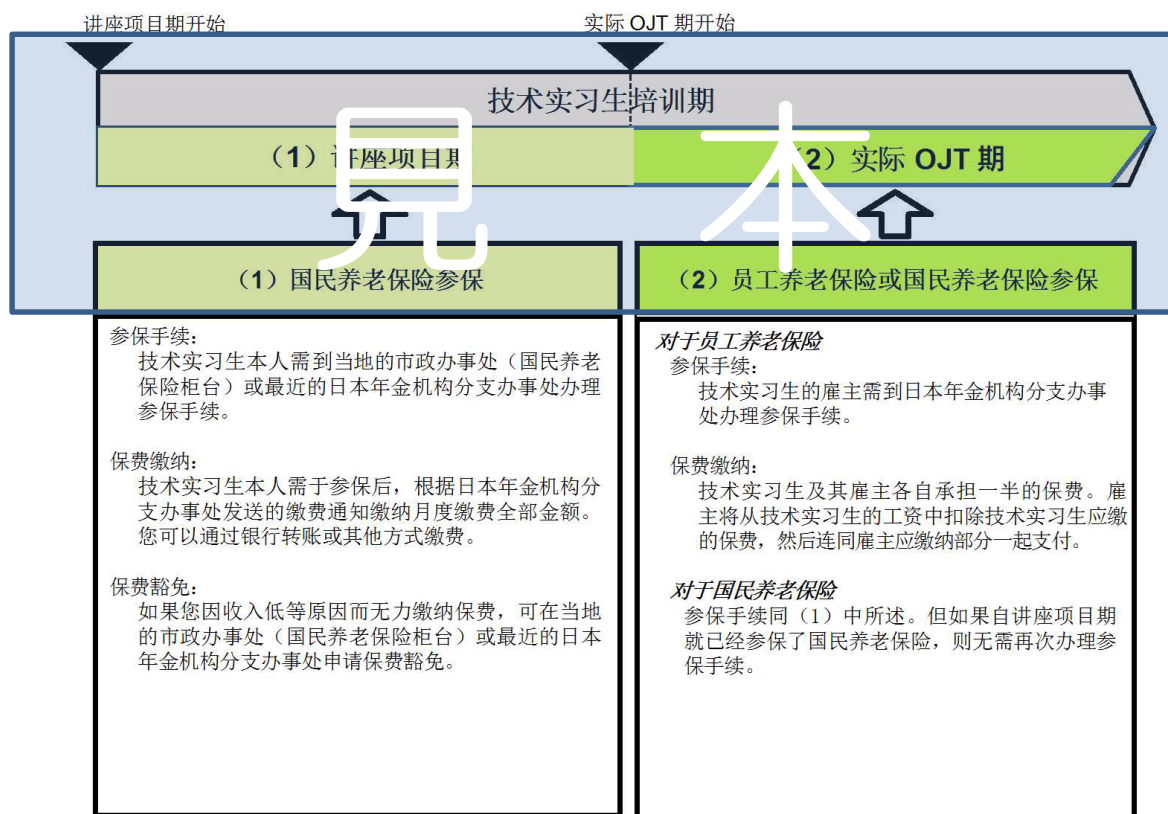
公共养老保险体系指通过让人们进行月度缴费，为其支付养老金以及伤残和死亡等不可预见风险保险金。年龄在 20 岁至 59 岁之间的所有日本居民（包括外籍居民）均须参保日本公共养老保险体系。技术实习生也须参保日本公共养老保险体系（员工养老保险或国民养老保险）。

\*对于员工养老保险，年龄在 70 岁以下的所有人均须参保。

### 技术实习生需参保的公共养老保险体系类型

在技术实习生培训期间，您根据不同培训项目需参保的养老保险体系有所不同，详情如下：

- （1）对于讲座项目期，您需参保国民养老保险。  
注：当您在日本注册地址时，即使在您的培训项目开始之前，您也需参保国民养老保险。
- （2）对于讲座项目期之后的实际在职培训（OJT）期，您需参保员工养老保险，或继续参保国民养老保险。  
注：如果您作为技术实习生所在的工作场所参保了员工养老保险，则您需参保员工养老保险。如果没有，您可继续参保国民养老保险。



有关养老保险体系的更多信息，请访问日本年金机构网站。  
(<https://www.nenkin.go.jp/international/index.html>)



## ねんきん加入者ダイヤルのガイダンス変更について

(相談・サービス推進部)

多くの皆様からご要望のありました、市区町村のご担当者様向け「ねんきん加入者ダイヤル（市区町村）」のガイダンスについて、令和5年4月より利便性向上の観点から、通話を録音している旨のガイダンスを省略しました。

ただし、ガイダンス省略後も応答品質向上のため、通話の録音は行っておりますので、ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

### 【(例) ナビダイヤルの場合】

#### 変更前 (19秒程度)

こちらは、ねんきん加入者ダイヤルです。

この通話は、お客様からのご相談内容を正確にお聞きするため録音させていただいております。

ナビダイヤルでおつながります。この通話は、●秒ごとにおよそ▲円の通話料金でご利用いただけます。



#### 変更後 (12秒程度)

こちらは、ねんきん加入者ダイヤルです。

ナビダイヤルでおつながります。この通話は、●秒ごとにおよそ▲円でご利用いただけます。(※)

※電話会社の規程上、ナビダイヤルに係る事前料金通知ガイダンスは削除できません。

### ねんきん加入者ダイヤル

#### 【市区町村】



#### 【照会できる範囲】

基礎年金番号に紐づく被保険者記録  
※年金給付に関する照会は除きます。  
※氏名・生年月日による記録検索  
(氏名索引) はできません。

#### 【ねんきん加入者ダイヤル】



#### 【照会可能時間】

月曜日※ 8時30分～19時00分  
火～金曜日 8時30分～17時30分  
第2土曜日 9時30分～16時00分  
※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の  
開所日初日  
※上記時間帯は、令和5年5月1日現在の  
内容になります。

#### 【当ダイヤルを使用するために必要な手続き】

市区町村職員へのなりすましを防ぐ観点から、以下の2項目を管轄の年金事務所へ  
事前登録する必要があります。

- ① 当ダイヤルへの架電時に使用する市区町村の電話番号 (最大6件)
- ② 当ダイヤルを使用する担当職員名とその所属部署 (最大50名)

## 年金委員とは

年金委員とは、厚生労働大臣から委嘱を受けて、政府が管掌する厚生年金保険や国民年金の事業について、地域や会社内で啓発、相談、助言などの活動を行う方々です。

日本年金機構の設立に伴い、年金制度について広く国民の皆様にも周知するとともに、年金制度への理解と信頼を深めていただく普及・啓発活動を行うために、日本年金機構法第30条に基づき、平成22年1月に設置されました。

年金委員は、「地域型」と「職域型」の2種類に区分されています。地域型年金委員は、全国で約8千人の方が委嘱され、主に自治会など地域で活動いただいています。(職域型年金委員は約13万人の方が委嘱され、主にお勤め先で活動いただいています。)

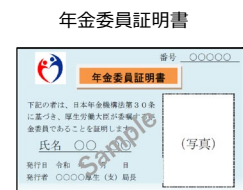
## 地域型年金委員の活動

地域型年金委員の皆様には、主にご自身がお住まいの地域において、公的年金制度の普及・啓発活動や年金に関する各種手続きについて、相談、助言を行うとともに、必要に応じて年金事務所や市区町村の窓口を案内していただいています。

### 説明会、相談、広報に関する活動

- 町内会で年金委員として説明する時間をもらい、周知活動を実施。
- 市営図書館や公民館等の受付に、年金に関するパンフレットを設置させてもらうなどの広報活動の実施。
- 周辺の世帯に対して、年金のチラシを配布したり、自治会の掲示板へポスター貼付を依頼。

※市区町村で所管する施設等に、地域型年金委員の方々から年金制度に関するポスター・リーフレットの設置依頼があった際には、設置にご協力いただきますようお願いいたします(地域型年金委員は、厚生労働省が発行する顔写真付きの身分証明書(年金委員証明書)を所持しています。)



### その他の活動例

- 民生委員と年金委員を兼務していることから、民生委員の地区会議等で年金に関する広報誌の配布や説明をし、母子家庭に対する免除申請等の周知活動を実施。
- 自分が勤務していた学校の生徒に対して、年金に関する啓発、学生納付特例制度の紹介や相談対応を実施。

※年金委員の活動を行うための交通費などの経費については支払われますが、職務に対する報酬は、機構法第30条第5項の規定により支払われません。

## 日本年金機構における活動支援

年金委員の皆様が安心して活動できるよう本部及び年金事務所ごとで定期的に研修会を実施しています。また、研修会を通じ、他の委員との交流も行っていただいています。さらに、長年にわたる活動の功績は、厚生労働大臣からの表彰の対象となります。



～オンラインによる全国年金委員研修・年金委員連絡会の様子～



～年金委員表彰の様子～

## 地域型年金委員推薦のお願い

地域型年金委員は、自治会や地域で活動することにより、地域住民と年金事務所や市区町村を結ぶパイプ役として、また、地域における相談支援のネットワークとの連携など重要な役割を担っていただいています。

地域型年金委員の推薦にあたっては、原則として、国または地方公共団体等の職員として年金事務に従事したことがある方、現に自治会長、民生・児童委員または社会保険労務士である方、その他過去に年金委員（社会保険委員および国民年金委員を含む）として委嘱されていた者とされています。ぜひとも年金事務に従事したことがあるOBの方々や民生委員等所管している部署へ推薦の案内をしていただきますようお願いいたします。

参考までに、案内文書を次頁に掲載しておりますので、ご確認いただき、地域型年金委員の推薦・周知にご協力をお願いいたします。

なお、案内文書や推薦書については、管轄の年金事務所の総務（調整）課にお問い合わせください。

### 年金委員推薦書（地域型）

(様式1-2)

年金委員推薦書(地域型)

(フリガナ) 氏名	生年月日(和暦)	性別	男・女
住所			
職業等	連絡先 電話番号		
推薦理由			
日本年金機構 上記の者を年金委員として推薦します。		年金事務所長 殿	
令和 年 月 日			
推薦元市町村・団体等所在地			
推薦元市町村・団体等名称			
代表者等氏名			
電話番号			

※ 推薦書には、年金委員証明書に貼付するための健康保険者の顔写真(縦3.0cm×横2.4cm)を同封してください。また、字裏の範囲には氏名を記入してはいけません。

日本年金機構ホームページでは、年金委員の方、年金委員を検討している方向けの専用ページ（年金委員通信）を設けています。ぜひご覧ください。

### 「年金委員通信」ページ

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/nenkiniintsuushin.html>



## 【参考】「年金制度のご案内」チラシ（見本）

【オモテ】

地域型令和4年度版

# 年金委員制度のご案内

## 市区町村、団体の皆さまへ

年金委員は、公的年金に関する国や日本年金機構のサポーターとして、公共サービスの一翼を担うものです。

『地域型』年金委員は、地域住民の「こんなときに何をしたらいい？」といった疑問や相談に答えたり、必要に応じて年金事務所や市区町村の窓口を紹介するなど、地域と制度のパイプ役を担うことが期待されます。

◆全国の年金事務所では、定期的に年金委員を対象とした研修会を開催し、制度改正事項などをお伝えしています。また、日本年金機構本部（東京）も、毎年1回、リモートによる全国年金委員研修会を開催します。

◆平成25年度より、「年金委員功労者厚生労働大臣表彰」制度が開始されました。受賞者は、厚生労働省ホームページに掲載されます。

## 1. 年金委員とは

年金委員とは、厚生労働大臣から委嘱を受けて政府が管掌する厚生年金保険および国民年金の事業について、会社や地域で啓発、相談、助言などの活動を行う方々です。

年金委員は、活動する区域によって『職域型』と『地域型』の2種類に区分されています。『職域型』は主に厚生年金保険の適用事業所内で、『地域型』は自治会など地域において活動していただきます。

## 2. 年金委員制度の概要

年金委員は、公的年金制度について、広く国民の皆さまに周知するとともに、制度への理解と信頼を深めていただくよう普及・啓発活動を行うために設置されました。

【地域型】市町村や団体から推薦いただいた方であって、令和4年3月末時点で、全国で約6千6百人の方が地域型年金委員として委嘱されています。

【職域型】厚生年金保険の適用事業所のうち、常時300人以上の被保険者がいる事業所には2名以上、300人未満の事業所には1名以上の設置をお願いします。令和4年3月末時点で、全国で約11万9千人の方が職域型年金委員として委嘱されています。

 日本年金機構  
Japan Pension Service

※掲載している見本は令和4年度版です。

## 【参考】「年金制度のご案内」チラシ（見本）

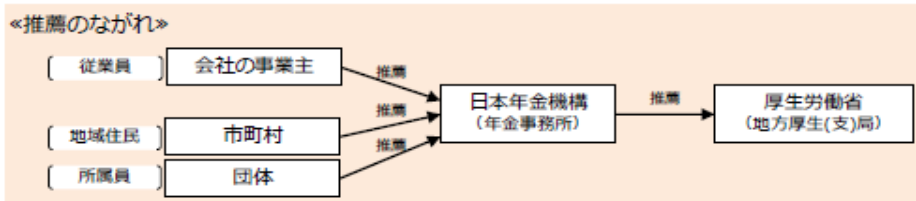
【ウラ】

### 3. 年金委員になるには

年金委員は、社会的信望があり、かつ、政府管掌年金事業の適正な運営について理解と熱意を有する者として推薦があった者に対し、厚生労働大臣が委嘱します。

【日本年金機構法第30条】

年金委員は、『職域型』の場合は会社の事業主、『地域型』の場合は市町村や団体からの推薦を受け、日本年金機構から厚生労働省へ推薦します。



地域型年金委員の推薦にあたっては、原則として国または地方公共団体等の職員として年金事務に従事したことがある者または現に自治会長、民生・児童委員または社会保険労務士である者、その他過去に年金委員（社会保険委員および国民年金委員を含む。）として委嘱されていた者とされています。

### 4. 推薦の方法

地域型年金委員の推薦方法は、市(区)役所や町村役場もしくは団体が「年金委員推薦書（地域型）」を管轄の年金事務所へ提出していただくこととなります。

※様式は、日本年金機構ホームページ「年金委員通信」からダウンロードできます。

#### 年金委員に関するQ&A

Q：年金委員に報酬は支払われますか？

A：報酬は支払われません。ただし、活動を行うための交通費などの経費については支払われます。

Q：年金委員の研修はありますか？

A：全国の年金事務所で定期的に研修会を実施しており、公的年金制度や新たな制度改正事項といった情報を直接日本年金機構から得ることができます。そのため、他の従業員に対して公的年金に関する必要な情報提供を行うことができます。また、研修会を通じ、他の事業所との交流が持てるといった意見もありました。さらに、長年にわたる活動の功績は、厚生労働大臣からの表彰の対象となります。

制度の趣旨をご理解いただき、  
ぜひ年金委員の推薦をお願いします。

※お問い合わせは、管轄の ●●年金事務所（999-999-9999）まで  
ご連絡をお願いします。

## 「国民年金関係の主な届書に係る記入例」に記入例と各届書に対応する通知書を追加しました (事業推進統括部)

「かけはし」第78号でお知らせした「国民年金関係の主な届書に係る記入例」に、追納申込書・国民年金保険料還付請求書の記入例及び各届書に対応する通知書を追加しました。

また、通知書を追加したことにより、資料名を「国民年金関係の主な届書に係る記入例・通知集」に変更しました。

本資料は日本年金機構ホームページに掲載しておりますので、日々の業務にご活用いただければ幸いです。

### 【表紙】



今回更新した資料は、国民年金関係の用語解説も記載していますので、照らし合わせながら理解を深めていきましょう！



↑用語解説の一例

### 【本資料に追加した届書の記入例・通知書】

#### ○記入例

- ・ 追納申込書
- ・ 国民年金保険料還付請求書

#### ○通知書

- ・ 納付案内書
- ・ 納付書
- ・ 国民年金任意加入被保険者資格取得申出受理通知書
- ・ 国民年金任意加入被保険者資格取得申出却下通知書
- ・ 国民年金付加保険料納付被保険者該当通知書
- ・ 国民年金付加保険料納付被保険者非該当通知書
- ・ 国民年金保険料免除理由該当通知書
- ・ 国民年金保険料免除理由消滅通知書
- ・ 国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書 (ハガキ形式)
- ・ 国民年金保険料免除・納付猶予申請却下通知書 (ハガキ形式)
- ・ 国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書
- ・ 国民年金保険料免除・納付猶予申請却下通知書
- ・ 国民年金保険料学生納付特例申請承認通知書 (ハガキ形式)
- ・ 国民年金保険料学生納付特例申請却下通知書 (ハガキ形式)
- ・ 国民年金保険料学生納付特例申請承認通知書
- ・ 国民年金保険料学生納付特例申請却下通知書
- ・ 国民年金保険料追納申込承認通知書
- ・ 国民年金保険料追納申込却下通知書
- ・ 納付書 (追納申込分)
- ・ 国民年金保険料口座振替開始 (変更) 通知書 / 国民年金保険料口座振替額通知書
- ・ 国民年金保険料クレジットカード納付開始 (変更) 通知書 / 国民年金保険料クレジットカード納付額通知書
- ・ クレジットカードの有効性確認結果のお知らせ
- ・ 振込手続き完了のご案内 (振込通知書)
- ・ 国庫金送金通知書





# 「かけはし別冊 障害年金講座」を作成しました

(事業推進統括部)

過去に「かけはし」へ掲載された障害年金講座の一部をまとめ、「かけはし別冊 障害年金講座」〈基本事項〉を作成しました。実際に掲載された時期から改定のあった事項は見直しを行い、基本事項として初診日の考え方や、障害状態確認届について掲載しています。

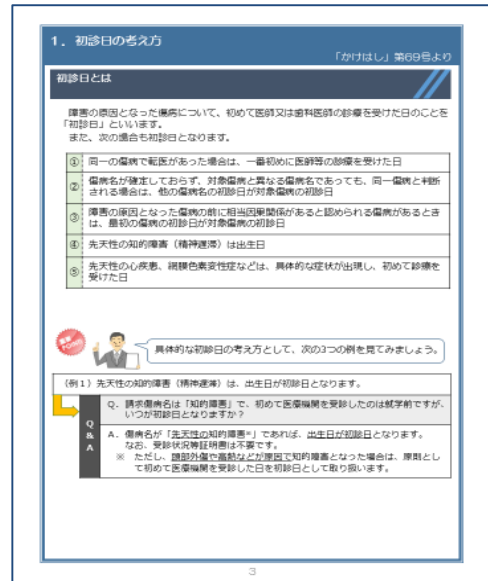
本資料は日本年金機構ホームページに掲載しております。今後、20歳前障害基礎年金等の「かけはし別冊 障害年金講座」を作成する予定です。

## かけはし別冊 障害年金講座の一例

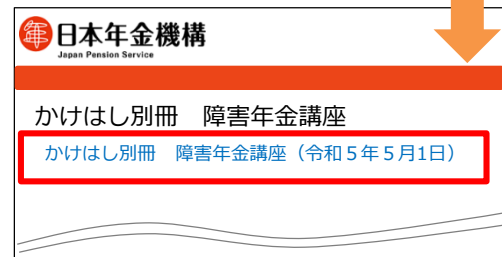
・表紙



・初診日の考え方



## 資料の掲載先



# 障害年金講座

第 33 回 !

障害年金センター



平素より年金事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

「障害年金講座」コーナーでは、市区町村の皆様方向けに、障害年金に関する窓口事務での注意点やよくある返戻事例等、さまざまな情報をお届けしております。

毎号、市区町村の皆様方の日々の業務にお役立てできるよう努めてまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

さて、今回のテーマは、**市区町村からの照会の多い事例について その①** です。

## 1. 初診日について

Q1

20歳以降に初めて精神遅滞と診断された場合、20歳前障害となりますか？

A1

先天性の知的障害（精神遅滞）は、出生日が初診日となるので、20歳前障害となります。受診状況等証明書等の初診日の証明は、不要です。

高熱などが原因で知的障害になった場合は、初診日の証明が必要です。

Q2

20歳以降に初めて先天性の発達障害と診断されました。知的障害はありません。このケースは、20歳前障害となりますか？

A2

20歳前障害とはなりません。知的障害のない発達障害は、その症状で初めて受診した日が初診日となります。

なお、知的障害のない発達障害については、初診日が20歳前でも20歳以降でも、受診状況等証明書等の証明書類が必要です。

## 2. 年金手続きにおける押印省略の取扱いについて

Q3

診断書の表と裏が2枚の用紙で提出された場合に、医師又は医療機関の割印が無いと返戻されますか？

A3

障害年金の診断書の様式は、両面で1枚となっていますが、表と裏が2枚の用紙で提出される場合があります。表と裏の紙が同時に提出され、表裏の組み合わせが確認できる場合は、返戻されません。

なお、診断書を複数枚同時に提出される場合は、ホチキス留めする等、表裏の組み合わせが確認できるように区分して提出するよう、案内してください。

## 3. 情報連携と所得確認の添付書類について

Q4

住民票情報、所得情報は、いつの分から情報連携で確認できますか？

A4

住民票情報は、平成29年4月1日以降の情報が照会可能です。所得情報は、平成29年度（平成28年分）以降かつ照会時点から過去5年分の所得に限られます。それ以前の所得は所得課税証明書の添付が必要となります。

所得情報は、毎年6月下旬頃に切り替わる予定です。

※次回は「市区町村からの照会の多い事例について その②」を掲載します。

## 地域の独自情報

## 編集後記

4月下旬、クローゼットに閉まっていた上着やセーターをスーツケースに詰め、行きたい場所と食べたいものを思い浮かべながら、札幌に行きました。到着後は、地下通路をうまく活用しながら移動し、地上に出てからは、テレビ塔の近くにある桜が満開で何枚も写真を撮りました。3日ほど滞在したのですが、まだまだ物足りないので近いうちにもう一度訪れたいです。

さて「かけはし」は、これからも皆様方のご意見とご要望をいただきながら、様々な情報を提供していきたいと考えています。今後も、どうぞよろしくお願いいたします。